

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	市民文化部戸籍市民室 地域づくり支援室 財務部税務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>特定の市民に提供されるサービスの対価である使用料・手数料の受益者負担金については、公平性の観点から適正化を図るため、第2次亀山市行財政改革大綱前期実施計画に基づき見直しを進めています。各種証明書交付等の手数料については、「受益者負担の適正化に関する基準」に基づき、交付に係る経費や近隣自治体の手数料を考慮し、料金設定の妥当性を検証したところ、住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料等の手数料について見直す必要があることから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>次の手数料を200円から300円に改定します。 <別表第1関係></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料 (2) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料 (3) 住民票記載事項証明書交付手数料 (4) 印鑑登録証の交付手数料 (5) 印鑑登録証明書の交付手数料 (6) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付手数料 (7) 死体埋火葬許可証再交付手数料 (8) 身分に関する証明書交付手数料 (9) 固定資産課税台帳の閲覧手数料 (10) 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付手数料 (11) 公簿、公文書又は図面の閲覧手数料 (12) 租税公課に関する証明書交付手数料 (13) 固定資産に関する証明書交付手数料 (14) 営業に関する証明書交付手数料 (15) その他の証明手数料 <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成28年4月1日とします。</p>		

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 44 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成 17 年亀山市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 19 の項から 32 の項までの規定及び 35 の項中「200 円」を「300 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。